

津市家庭的保育事業等の認可等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日訓第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項の規定による家庭的保育事業等の認可（以下「認可」という。）及び同条第 7 項の規定による家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第 2 条 認可の申請は、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の認可を受けようとする者にあつては家庭的保育事業等認可申請書により、居宅訪問型保育事業の認可を受けようとする者にあつては居宅訪問型保育事業認可申請書により行うものとする。

2 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

3 認可の申請をしようとする者は、当該申請が津市家庭的保育事業等の設置及び運営の基準に関する条例（平成 26 年津市条例第 21 号。以下「基準条例」という。）で定める設備及び運営に関する基準に適合していることを証する書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第 3 条 認可の基準は、法及び関係法令並びに基準条例（以下「関係法令等」という。）に定めるところによるものとする。

2 市長は、認可をするときは、次に掲げる事項について十分に勘案しなければならない。

- (1) 児童数の推移並びに特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用に係る待機児童の状況等
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備状況等
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定により本市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定めた事項

(子ども・子育て会議の意見の聴取)

第 4 条 市長は、認可をしようとするときは、あらかじめ津市子ども・子育て

会議（津市子ども・子育て会議条例（平成25年津市条例第31号）第1条に規定する子ども・子育て会議をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

（認可の決定等）

第5条 市長は、認可の申請があったときは、関係法令等、第3条第2項各号に掲げる事項及び津市子ども・子育て会議の意見を勘案し、認可の適否について決定するものとする。この場合において、市長は当該申請を行った者に対し、家庭的保育事業等認可書又は家庭的保育事業等認可不承認通知書によりその適否を通知するものとする。

（家庭的保育事業等の廃止又は休止）

第6条 認可を受けた者が、当該家庭的保育事業等の事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けた者にあつては家庭的保育事業等廃止（休止）申請書に、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者にあつては居宅訪問型保育事業廃止（休止）申請書に廃止又は休止の理由を記した調書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、地域の保育の実状を勘案し、承認の適否について決定するものとする。この場合において、市長は、当該提出を行った者に対し、家庭的保育事業等廃止（休止）承認書又は家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書によりその適否を通知するものとする。

（家庭的保育事業等の認可の内容の変更）

第7条 認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けた者にあつては家庭的保育事業等認可事項変更届により、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者にあつては居宅訪問型保育事業認可事項変更届によりその内容を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対し、受理書を交付するものとする。

（様式）

第8条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定めるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 この訓の施行の日以後の認可等に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。